

グループホームあいら利用契約書

目 次

第1条	契約の目的	1
第2条	適用期間	1
第3条	重要事項の説明	1
第4条	計画の作成・変更	1
第5条	サービスの内容及びその提供	1
第6条	（介護予防）短期利用共同生活介護	2
第7条	利用者の権利	3
第8条	利用者からの解除	4
第9条	契約の終了	4
第10条	身元引受人	5
第11条	利用料金	5
第12条	記録	6
第13条	虐待防止について	6
第14条	非常災害対策及び感染症対策	6
第15条	秘密の保持	7
第16条	個人情報の保護	7
第17条	緊急時の対応	7
第18条	要望又は苦情等の申し出	7
第19条	事故発防止予防・事故発生時の対応	7
第20条	損害賠償	8
第21条	損害賠償がなされない場合	8
第22条	金品及び残置物の引取	8
第23条	善管注意義務	8
第24条	利用契約に定めのない事項	8
第25条	裁判管轄	9

_____（以下「利用者」という。）及び家族、身元引受人等（以下、「身元引受人」という。）と社会福祉法人恵仁会 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護【（介護予防）短期利用共同生活介護】グループホームあいら（以下「事業者」という。）は、利用者がグループホームあいら（以下「事業所」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される居宅サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の申し込みを受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）・介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用共同生活介護）サービス（以下、「サービス」）を提供し、利用者及び身元引受人は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とする。

（適用期間）

第2条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、別紙重要事項説明書の改定が行われな限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し事業所を利用することができるものとします。

（重要事項の説明）

第3条 事業者は、本契約書、並びにこれに付属する【重要事項説明書】【重要事項説明書・別紙】を利用申込者に交付し、重要事項の説明を行うこととします。

（認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画の作成・変更）

第4条 事業者は、計画作成担当者を中心とし、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画（以下、「サービス計画」）を作成します。

2 事業者は、サービス計画を作成し、利用者及び身元引受人に対し、その内容等について説明し、同意を得ることとします。

3 事業者は、サービス計画作成後においてもその実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行います。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定するサービス計画の変更について準用します。

（サービスの内容及びその提供）

第5条 事業者は、次の各号に定めるサービスを提供します。

- ① サービス計画の作成
 - ② 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
 - ③ 日常生活上の世話
 - ④ 日常生活の中での機能訓練
 - ⑤ 相談及び援助
- 2 事業者は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて、利用者へのケアを妥当適切に行い、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮します。
 - 3 事業者は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
 - 4 事業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び身元引受人に対し、サービスの提供方法等についてわかりやすく説明します。
 - 5 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。
 - 6 事業所では全居室に見守り支援機器を導入しています。プライバシーに配慮しながら利用者の睡眠や起床の状況、心拍や呼吸状況の把握に努めています。なお、見守り支援機器は利用者等の申し出によりいつでも停止することができます。

(短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護)

- 第6条 事業者は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）サービス（以下、「短期利用共同生活介護」という。）を提供します。
- 2 短期利用共同生活介護の定員は一つの共同生活住居につき1名とします。
 - 3 短期利用共同生活介護の利用は、1回につき30日以内の利用期間とします。
 - 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って、当事業所の計画作成担当者がサービス計画を作成し、サービスを提供します。
 - 5 入院等の為に長期にわたり不在となる居室を使用して、短期利用共同生活介護を利用する場合、その費用については、短期利用共同生活介護利用者が負担するものとします。
 - 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図るものとします。

(利用者の権利)

- 第7条 利用者は、事業所を利用するにあたり以下の権利を主張することができます。
- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
 - (2) 生活や介護サービスに於いて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み及び主体的

な意思決定が尊重される権利

- (3) 安心感と自信を持てる様に配慮され安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- (4) 自らの機能を最大限に発揮出来る様に支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
- (5) 必要に応じて適切な医療援助を受ける事についての権利
- (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利
- (7) 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利]
- (8) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けない権利
- (9) 生活や介護サービスに於いて、如何なる差別も受けない権利
- (10) 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は専門家または、第三者機関の支援を受ける権利

(利用者からの解除)

第8条 利用者及び身元引受人は、事業者に対し、1週間の予告期間において、退居の意思を表明することにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は直ちに本契約を解約することができます。
 - (1) 介護保険対象外費用含む利用料金の変更に同意できない場合
 - (2) 利用者が入院された場合（長期化が見込まれる等）
 - (3) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (4) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (5) 事業者が利用者や身元引受人に対して社会通念を逸脱すると認められる行為を行った場合
 - (6) 他の利用者等が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(契約の終了)

第9条 事業者は、やむを得ない事由が生じた場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において本契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、事業者は協議をもって本契約を解約させて頂く場合があります。
 - (1) 利用者が入院、施設等への入所等により1ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
 - (2) 利用者及び身元引受人がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、催促にもかかわらず10日以上これが支払われない場合
 - (3) 利用者及び身元引受人等が事業所、サービス従業者、他の利用者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合

- (4) 利用者や身元引受人が他の利用者や職員に対して威嚇行為や危害を加えた場合
 - ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける等）
 - ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
 - ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

3 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護施設等に1ヶ月以上、入所等をした場合
- (2) 利用者の要介護区分が非該当・要支援1となった場合
- (3) 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
- (4) 事業者が解散及び破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (5) 事業者の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (6) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(身元引受人)

第10条 利用者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

- 2 前項の身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と共に連帯して履行の責を負うとともに、事業者と協議し、必要な時は利用者の身柄を引き取るものとします。
- 3 前項の債務について身元引受人の負担は、利用料の24ヶ月相当である極度額3,000,000円を限度とします。
- 4 身元引受人が負担する債務の元本は、本契約終了時に確定するものとします。
- 5 身元引受人から利用者の債務に関する請求があったときは、事業者は身元引受人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額に関する情報を提供します。
- 6 利用者に判断能力がない場合は、事業者は必要に応じて身元引受人へ生活上の意思決定の判断を確認します。
- 7 事業者は、利用者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努めるものとします。
- 8 事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。
- 9 身元引受人は契約終了に伴う利用者及び金品の引受、利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを契約終了から2週間以内に行うこととします。
- 10 前項までの他、利用者の身上に関する必要な措置を行うものとします。

(利用料金)

第11条 利用者及び身元引受人は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの対価として、重要事項説

明書の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービス提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 事業者は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日迄に発行し、利用者及び身元引受人は、連帯して事業者に対し、当該合計額をその月の末日（口座振替時は 4 日）までに支払うものとします。
- 3 事業者は、利用者又は身元引受人から、1 項に定める料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人に対して、領収書を発行します。なお、場合により指定する送付先に対し領収書を送付します。
- 4 入院・外泊等の場合においても、家賃については日割計算で 1 日 800 円を頂きます。

（記録）

第 12 条 事業者は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、交付を求められた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

記録物を交付する為には、個人情報に関する開示請求書の提出をして頂きます。尚、交付に関しましては実費負担して頂きます。

（虐待防止について）

第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

- 2 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、管理者が判断し、家族の同意のもとに身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所の介護職員が介護記録にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとし、記録は 5 年間保存します。

（非常災害対策及び感染症対策）

第 14 条 火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年 2 回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、職員はあらかじめ定められた避難確保計画等を基に利用者の避難等適切な措置を講じます。管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。

また、災害や感染症等の流行等に備えるため、平時より業務継続に係る計画を整備し、研修の実施、訓練等を行うことで必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

(秘密の保持)

第15条 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者及び身元引受人に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次に掲げる情報提供については、事業者は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等、なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ 利用者の円滑な退居のための援助をおこなう場合の、利用者に関する情報を市町村、居宅支援事業所その他の介護支援事業所等へ提供
- ④ 外部監査機関への情報提供
- ⑤ 事業所において行われる学生等の実習への協力

(個人情報の保護)

第16条 事業者及びその従業員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

2 また、個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとします。

(緊急時の対応)

第17条 事業者は、利用者に対し、協力医等の医学的判断により受診が必要と認められる場合には、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 事業者は利用者に対し、事業所におけるサービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。

3 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第18条 利用者及び身元引受人は、事業所の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、苦情窓口担当者に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「御意見箱」に投函し、もしくは、苦情解決相談に関する第三者委員に直接申し出ることができます。

(事故発生予防・事故発生時の対応)

第19条 事故防止の為安全管理委員会を設置し、指針に基づいた防止策、研修、定期的な委員会を開催いたします

2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の

身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備します。

(損害賠償)

第20条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずると共に、故意または重過失がある場合に限り、利用者に対して損害賠償を行います。

2 事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

3 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は身元引受人が負担します。

(損害賠償がなされない場合)

第21条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

②利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(金品及び残置物の引取)

第22条 事業者は、身元引受人が第9条第9項に定める引き取りに必要な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を指定住所への配送などにより身元引受人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は利用者及び身元引受人の負担とします。

2 事業者は、利用者が身元引受人又は後見人等を定めない場合には、自己の費用で利用者の金品及び残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(善管注意義務)

第23条 事業者は、サービスを提供するにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(利用契約に定めない事項)

第24条 本契約に定められていない事項、介護保険令とその他諸法令に定めるところにより、利用者及び身元引受人と事業所が誠意をもって協議し定めることにします。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、利用者及び事業者は事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

附則

この契約書は、平成25年4月1日より施行する

この契約書は、平成27年4月1日より施行する

この契約書は、平成29年9月1日より施行する

この契約書は、令和2年4月1日より施行する

この契約書は、令和3年4月1日より施行する

この契約書は、令和4年4月1日より施行する

この契約書は、令和7年8月1日より施行する

この契約書は、令和8年4月1日より施行する

グループホームあいら利用契約書

グループホームあいらを利用するに当たり、これらの内容に関して担当者における利用契約書及び重要事項説明書及び重要事項説明書別紙のサービス提供の内容、利用料金等についての説明・書面交付を受け、十分に理解した上で同意し契約します。

本契約を証するため、利用者及び施設は自署等を行い、各1通を保有するものとします。

注) 署名をもって印の代替えとし、署名は真正の意味を示すものとします。

同意・交付年月日

令和 年 月 日

事業者 住所 鹿児島県鹿屋市下祓川町1800番地
事業者名 社会福祉法人恵仁会
代表者名 理事長 池田 志保子

事業所 住所 鹿児島県鹿屋市吾平町上名5324-2
事業所名 グループホームあいら
代表者名 管理者 新村 誠吾
説明者名

類型 認知症対応型共同生活介護
 介護予防認知症対応型共同生活介護
 短期利用共同生活介護
 介護予防短期利用共同生活介護

契約者 住所
(利用者) 氏 名

身元引受人 住所
(家族、後見人等) 氏 名
続 柄